

経緯

- ・国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の改正に伴い、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者及びその員数に関する見直しがあったため、本市の対応を検討するもの。

改正前 「従うべき基準」（国の基準を下回る基準の設定は認められない。）

改正後 「参酌すべき基準」（国の基準を参考としつつ、地域の実情に合わせて市町村が独自に基準を設定できる。）

国の基準

- ・1支援単位（クラブ室）あたり、放課後児童支援員を2名置かなければならない。
- ・放課後児童支援員のうち、1名を除き補助員に代えることができる。

【放課後児童支援員の資格要件】

保育士、社会福祉士等の基礎資格を有する、又は一定の実務経験がある者のうち、都道府県知事等が実施する研修（放課後児童支援員認定資格研修）を修了している者。

※基礎資格又は実務経験を有する者で、放課後児童支援員認定資格研修を令和2年3月31日までに修了する予定である者を放課後児童支援員としてみなす経過措置があったが、現在は終了している。

【補助員の資格要件】

国の定める子育て支援員研修の受講が望ましいとされているが、資格要件については定められていない。

本市の課題

- ・2名以上置くものとされている放課後児童支援員の数が不足しており、多くのクラブで、支援員に代えて補助員を1名置かざるを得ない状況である。

→支援員が事情により離職する場合などにクラブ運営が滞る恐れがある。

→新型コロナウイルスの感染拡大により、支援員の配置が困難になる可能性がある。

本市の対応方針（案）

- ・1支援単位あたりの放課後児童支援員の員数は2名以上とするほか、これまでの基準を維持する。

【参考：支援員以外の主な基準】

- ・専用区画の面積は児童1名あたりおおむね1.65㎡以上
- ・1支援単位あたりの児童数はおおむね40名以下 など

- ・本市の課題に対応するため、放課後児童支援員の資格要件について、以下の通りに見直しを行う。

基礎資格（保育士、社会福祉士等）又は一定の実務経験を有することを前提に、放課後児童支援員認定資格研修を事業に従事することになった日から2年以内に修了することを予定している者を放課後児童支援員としてみなすことができる規定を条例に設ける。

※「2年」という期間は、放課後児童支援員研修を受講する機会を確実に確保できることを考慮し設定。

- ・放課後児童支援員を増やし、クラブの質を担保するため、本市が放課後児童支援員認定資格研修を実施することを検討する。

（参考）放課後児童支援員認定資格研修の概要

- ・放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として行う。
- ・研修内容は、国の「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドライン」により定められており、全国共通である。（16科目、24時間）
- ・これまでは都道府県、指定都市が本研修を実施してきたが、令和2年4月より、中核市でも実施が可能となった。